

#### 4. 短期事業資金 (No4)

＜商工労働観光部 商業振興金融課＞

##### 【概要】

県内中小企業者が事業を継続するために必要な短期の資金の融資を促進し、もって中小企業の振興発展を図るものである。

県は県内の信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫に預託（金利はゼロ）し、当該金融機関はその資金の一定倍率（信用金庫、商工組合中央金庫は4倍、信用組合は3.5倍）の融資枠で中小企業者に貸し付ける。商工業振興資金と同じく預託金であり、この資金の回収のリスクは金融機関が倒産し決済性預金にペイオフが適用されない限りない。

平成13年度の金融機関の融資平均残高は110億円となっており、県の金融機関への預託額は、43億9千万円となっている。預託金残高は39億77百万円である。

##### 【指摘または意見】

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

金融機関からの報告による各月の制度融資の平均残は県の想定した融資枠を下回り、金融機関別の単月の平均融資残高で見ると県からの預託額以下の貸付しか行っていない月もある。金融機関全体での平成13年度の融資平均残の実績は、融資枠の69%である。

平均融資残高は金融機関の報告書のみに基づいていて、実際の貸出残高の検証が行われていない。特定の金融機関にゼロ金利で制度目的のために預託しているので、融資目的が達成されているか否かの検証を行われない。

#### 5. 商工業振興資金 (No6)

＜商工労働観光部 商業振興金融課＞

##### 【概要】

県内中小商工業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図るものである。山梨県が山梨県信用保証協会（以下、保証協会とする。）に資金を預託（金利はゼロ）し、その資金を保証協会は各金融機関に預託する。その預託された資金の1.5から7倍の金額を金融機関は県内の商工業者に融資する。県の資金回収は当初の約定どおり返済され、回収のリスクは保証協会と金融機関が負うので県のリスクは金融機関が倒産し、決済性預金にペイオフが適用されない限りない。平成13年度の金融機関の貸出実績は72億54百万円であり、県の保証協会への預託額は21億41百万円となっている。預託金残高は74億99百万円である。

##### 【指摘または意見】

(10) 預託先の融資効果を測定し効果的な制度の運用を図るべきもの

商工業振興資金の預託先は保証協会であり、県の担当部局は貸付時の形式的な審査等は行っているようであるが、貸付金額は、毎年、年度末には全額が返還され、債権管理についてのリスクは保証協会が負担する仕組みとなっている。

したがって、県の資金回収は当初の約定どおり返済され、回収のリスクは保証協会と金融機関が負うので県のリスクは金融機関が倒産し、決済性預金にペイオフが適用されない限りないとしている。

ところで、振興資金の目的が、金融の円滑化及び経営の安定化を図ることであり、そのための保証協会への預託であることを考慮するならば、まずは、融資先の商工業の振興に如何に寄与しているかが、県担当部局の重要な関心事でなければならぬ。このことについての実績報告は、貸出実績及び金融機関への預託残額等を総額・総件数で報告させるのみであり、「制度融資の名のもとに、当然に一定の効果が期待できるもの・・・」として特にその効果の検証を行っていない。

預託の効果として個々の商工業者にどのようなように寄与しているのか、また商工業者が当該振興資金貸付制度に寄せる期待は何かなどについての情報を収集し、効果の検証を行われない。昨今の緊迫した行財政のもとにあつては、税財源の有効活用は喫緊の課題であり貸付金の効果的運用は不可欠である。この効果測定にあたっては、格別の配慮が望まれる。

とくに、預託先である保証協会には、99百万円の損失補償費を負担しているのので、融資先の名寄せリスト等が作成され、融資効果を測定できるシステムが図られているか等について預託者として県は効果的な制度の運用につとめるべきである。

#### 6. 創造的中小企業創出支援投資原資資金貸付金 (No7)

＜商工労働観光部 工業振興課＞

##### 【概要】

創造的中小企業創出支援事業は、新しい技術や製品の開発等を行う創造的中小企業者に対して株式や社債による資金調達ができるように支援する公的支援制度である。この制度は、県から産業支援機構へ投資原資が貸付けられ、産業支援機構は、創造的中小企業が発行する株式や社債の引き受けを行う特定ベンチャーキャピタルに原資を預託する、間接投資の形をとっている。県と産業支援機構とは原資資金の貸付は個別の金銭消費貸借契約書によっており貸付期間10年以内、無利子で、償還期限に全額一括償還である。特定ベンチャーキャピタルに対する投資預託の条件は次のとおりである。

- 対象企業：中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時特別措置法の認定を受けた企業（56社66件）
- 預託限度額：1社1億円、ただし単年度内は5,000万円

- 投資内容 : 株式(増資新株、設立新株)、社債(新株予約権付社債等)の引き受け  
社債の上限利率は原則として引き受け時点の長期プライムレートのとする。
- 特別預託の預託利率: 年1.0%
- 預託期間: 10年以内
- 返還方法: 満期日に全額一括返還

【指摘または意見】

(11) 投資企業の経営状況を追跡把握すべきもの  
産業支援機構における平成14年9月2日現在までの投資原資預託額は12社16件の7億2千万円であるが、うち2社3件(1億3,000万円)が期限の利益を喪失又は倒産し、1社1件(3,000万円)が繰上償還を行っているため、当該預託金の1億6,000万円が産業支援機構より県に償還されており、9社12件の5億6,000万円が現在投資原資預託継続中のものである。

県はこれら投資預託額及び償還状況の外、創造的中小企業者に対する投資預託後の会社経営等の状況について、創造法認定企業(平成13年度調査35件:融資対象より多い。)に関する法定のアンケート調査の中で研究開発の実施状況及び支援策の利用状況について把握している。更に、投資企業の重要な事項、業況の悪化又はおそれのある場合にあつては支援事業実施要領(第18条第2項)による産業支援機構からの報告に基づき企業状況を把握することとしている。

創造的な中小企業の創出を支援するという当該事業の趣旨に鑑みると、県は間接投資の結果を把握するため最低償還期限内は規定上の把握にとどまらず、産業支援機構が把握している当該投資中小企業の経営状況について産業支援機構に報告を求めするなど、常時、間接投資事業による投資先の経営状況等について把握しておく必要がある。

7. 勤労者住宅建設資金 (No8)

<商工労働観光部 労政雇用課>

【概要】

山梨県勤労者住宅建設資金融資制度は、勤労者が自ら居住するための住宅を建設し、又は購入しようとする場合に必要な資金を融資することによりその持家を促進し、もつて勤労者の福祉の向上を図るものである。県は中央労働金庫に対して当該資金融資制度の原資として1億47百万円を預託している(山梨県勤労者住宅建設資金融資制度要綱)。

県の中央労働金庫に対する預託条件は次のとおりである。

- 預託期間: 平成13年4月2日～同14年3月29日
- 預託金利: 昭和63年度～平成13年度 1.5%
- 貸付枠: 預託金に自己資金を協調した額(協調倍率4倍)
- 勤労者に対する貸付条件は次のとおりである。
- 貸付金額: 新築・購入は400万円以内、増改築は200万円以内
- 貸付利率: 基準金利住宅2.60%、その他2.70%(公庫金利に連動)
- 貸付期間: 15年以内
- 償還方法: 元利均等割賦償還

【指摘または意見】

(12) 勤労者住宅建設資金の預託金の見直しを行うべきもの  
勤労者住宅建設資金融資の10年間の実績についてみると次のとおりである。

(表14) 勤労者住宅建設資金年度別実績調べ

年度	新築・購入融資額		増築・改築融資額		合計融資額		融資残高	預託額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成4	42	146,100	6	11,200	48	157,300		
5	30	111,000	5	10,000	35	121,000		
6	20	65,300	1	1,500	21	66,800		
7	10	35,000	1	2,000	11	37,000		
8	10	34,500	0	0	10	34,500		
9	15	50,800	0	0	15	50,800		
10	14	48,000	0	0	14	48,000		370,356
11	26	86,600	0	0	26	86,600		166,706
12	12	43,200	0	0	12	43,200		379,169
13	3	12,000	0	0	3	12,000		143,098
								360,934
								137,121
								295,305
								147,019

(単位: 件、千円)

表14で見るとおり、増改築融資貸付については平成8年度以降全く貸付の実績がない。また、新築・購入融資貸付についても平成13年度は3件12,000千円で、こ

こ10年の平均貸付実績18.2件63,250千円と比較しても極めて少ない実績である。しかも年々融資貸付実績は減少傾向にある。当該資金の融資目的として持家の促進を上げているが、貸付実績を踏まえて預託金額の見直しを行うべきである。

### 8. 勤労者福祉資金(No10)

<商工労働観光部 労政雇用課>

#### 【概要】

山梨県勤労者福祉資金融資制度は、県内の勤労者に対し、必要な資金を融資することにより勤労者の生活の安定と福祉の向上を図り、併せて豊かでゆとりのある生活の実現に資するものである。県は、中央労働金庫に対して勤労者福祉資金融資制度の原資として1億200万円を預託している(山梨県勤労者福祉資金融資制度要綱)。

県の中央労働金庫に対する預託条件は次のとおりである。

- ・ 預託期間：平成13年4月2日～同14年3月29日
- ・ 預託金利：

【ゆとりライフ資金】	平成8年度	591千円	1.5%、
	平成9・10年度	14,583千円	1.0%、
	平成11～同13年度	99,088千円	0.5%
【ふれあいファミリー資金】	平成13年度	6,000千円	0.5%

- ・ 貸付枠：

【ゆとりライフ資金】 預託金に自己資金を当該預託金の同額以上協調した額  
 【ふれあいファミリー資金】 預託金に自己資金を当該預託金の半額以上協調した額  
 勤労者に対する貸付条件は次のとおりである。

- ・ 貸付金額：【ゆとりライフ資金・ふれあいファミリー資金】1,000千円以内
- ・ 貸付利率：【ゆとりライフ資金】3.0%、【ふれあいファミリー資金】2.2%
- ・ 貸付期間：【ゆとりライフ資金】5年以内、  
 【ふれあいファミリー資金】1年以内の据置期間経過後5年以内
- ・ 償還方法：【ゆとりライフ資金】元利均等割賦償還、  
 【ふれあいファミリー資金】据置期間中利子のみ、据置期間経過後元利均等割賦償還

#### 【指摘または意見】

- (13) 勤労者福祉資金の預託金の見直しを行うべきもの  
 勤労者福祉資金融資の10年間実績についてみると表15のとおりである。

(表15) 勤労福祉資金融資実績調べ

(単位：件、千円)

年度	ゆとりライフ資金 金融資産額	ふれあいファミリー 資金金融資産額	合計融資額	融資残高	預託残高
	件数	金額	件数	金額	
平成					
4	391	259,505			
5	378	261,484	2	1,500	
6	216	149,960	0	0	
7	163	110,220	0	0	
8	119	80,505	0	0	
9	134	86,450	0	0	
10	106	70,170	0	0	
11	88	61,080	0	0	
12	57	42,640	0	0	
13	23	20,950	0	0	

表15でみるとおり、ふれあいファミリー資金については平成5年度において2件150万円に融資があったのみで平成6年度以降全く貸付実績がない。また、ゆとりライフ資金についても年々着実に減少しており、平成11年度からは融資件数が2桁にまで減少し、平成13年度は23件20,950千円である。この融資残高は預託残高にも達していない。

ふれあいファミリー資金には過去全く実績がないといってもよく、当該資金の存在意義が乏しく、また、ゆとりライフ資金についても融資件数、融資額とも極端に減少していることから、勤労者の資金需要の動向及び融資実績等を十分に踏まえて勤労者が利用しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。

9. 青果物資材等仕込資金預託制度 (No11)

<農政部 果樹園芸課>

【概 要】

青果物資材等仕込資金預託制度は、青果物生産農家の経営安定を図るため、青果物の生産及び出荷に必要な資材の購入資金を山梨県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が県の定める条件により農業協同組合（以下「農協」という。）に貸付けられる場合において必要な資金の一部を県が予算の範囲内において県信連に預託するものである。当該制度は県単独資金をもって昭和35年度から開始されている。県信連は預託を受けるに当たり、毎年10月頃、各農協を通じて農業者の資金要望調査を行い、この要望調査をもとに県は12月1日貸付実行を行う。資金の流れ等は次のとおりである。

- 資金の流れ：  
県—預託→県信連—協調貸付→各農協—協調貸付→農業者
- 預託期間：12月1日～3月31日
- 預託利率：年1.0%
- 貸付限度額：平成11～14年度 3億円

【指摘または意見】

(14) 青果物資材等仕込資金預託制度の廃止等について検討すべきもの  
 貸付金子算額、預託額及び県信連から各農協に対する資金貸出額は表16のとおりである。

(表16) 青果物資材等仕込資金貸出実績

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
農 協					
東山梨	103,500	73,480	100,000	0	0
山梨市八幡	195,606	350,000	130,000	0	0
御坂町	56,625	36,110	50,000	0	0
塩山市	100,500	195,000	150,000	0	0
笹吹	287,679	0	0	0	0
富士見	146,688	100,000	0	0	0
合 計	890,598	754,590	430,000	0	0
うち県預託額	600,000	400,000	300,000	100,000	0
県予算額	600,000	600,000	600,000	300,000	300,000

(単位：千円)

なお、平成14年度分預託については、監査日(14.9.5)現在、要望調査も未だ実施していないことから預託はされていないが、予算額は300,000千円で変更はない。

しかしながら、上表のとおり、県信連から農協への貸出実績は年々減少しており、平

成12年度及び同13年度においては貸出実績がない状況にある。県もこのような状況を勘案して予算額を平成10年度に600,000千円から300,000千円に減額しているが、同12年度は預託しても貸出実績もなく同13年度では当該予算額が全額未執行に終わっている。なお、青果物資材等仕込資金預託要綱及び同預託契約書において貸付実績報告書の他に参考資料として農協における当資金の使途状況を報告させることとしているが、この報告を提出させていない。

青果物資材等仕込資金預託制度が発足した40年前の昭和35年当時と現在とでは経済・社会的にみても全ての分野にわたって大きく変化しており、農業者と農協との関係、青果物の生産出荷方法（流通）においても例外ではない。農協における当該資金の使途状況及び生産出荷方法の実態を把握し、当該預託金の必要性を再検討したうえで廃止の方向で検討すべきである。

10. 農業経営改善促進資金 (No13)

<農政部 農業技術課>

【概 要】

農業経営改善資金は、農林漁業信用基金に造成される国の出資金及び民間金融機関からの借入金（国の利子補給）による低利預託基金並びに県農業信用基金協会に造成される低利預託基金をベースとして、県農業信用基金協会が農協等の融資機関に低利で預託し、金融機関が協調融資方式（4倍）により低利の運転資金を農業者に貸し付けるものである。県は県の貸付目標額（5億円）の8分の1に相当する額（6,250万円）を限度として県農業信用基金協会に貸し付けている（山梨県経営改善促進資金預託基金貸付要綱第2条）。

貸付条件は次のとおりである。

- 貸付対象者：農業経営基盤強化促進法の認定を受けている農業者で特別融資制度推進会議設置要綱に基づき認定農業者
- 貸付方法： 極度貸付方式（極度額の範囲内で随時借入、随時返済）  
 極度貸付契約は、原則として経営改善期間（5年間）
- 償還期限： 手形貸付及び証書貸付は1年以内、当座貸付は1年程度
- 貸付限度の上限： 個人500万円、法人2,000万円  
 （畜産、施設栽培はそれぞれ4倍）
- 貸付利率： 変動金利制。現在の金利情勢下で1.4%  
 （当座貸越の場合は0.5%の範囲で上乘せあり。）

【指摘または意見】

(15) 実績に基づいた貸付目標額を設定すべきもの

当該資金の運用状況を果農協信用基金協会から報告された平成19年度第4・四半期農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書でみると、当年度末貸付残高2,820万円、取引契約者数13人、極度額合計5,480万円であり、この極度額は県の預託額6,250万円にも満たない状況である。当該資金の貸付目標額は本来貸付実績等を基礎として設定が行われる必要があるが、平成6年度の制度発足以降毎年度目標額5億円と設定してその8分の1相当額6,250万円を1年更新で預託している。

このように適切な目標設定が行われていないため、金融機関に資金がプールされるのみで協調融資方式が十分に活かされておらず、公的資金も有効に活用されていないことから貸付実績を踏まえて貸付目標額を設定すべきである。

11. 農業改良資金 (No14)

<農政部 農業技術課>

【概要】

農業改良資金貸付制度は、農業者等による能率的な技術の導入、新たな農業部門の経営開始、経営規模の拡大、農家生活の改善、青年農業者等の育成に必要な資金を果が無利子で貸付けるもので、農業改良普及センターの行う普及事業と一体の制度である(農業改良資金助成法、山梨県農業改良資金貸付規則)。農業改良資金の種類については細区分すると19資金となるが、①生産方式改善資金(12資金)、②特定地域新部門導入資金(2資金)、③経営規模拡大資金(1資金)、④農家生活改善資金(2資金)、⑤青年農業者等育成確保資金(2資金)に大別され、いずれも無利子で、資金の種類によって償還期間3年以内～12年以内と幅があり、据置期間についても無しから5年以内である。

農業改良資金貸付金は就農支援資金貸付金とともに一般会計と区分されて農業改良資金特別会計で経理されている。

農業改良資金貸付金の10年間の予算執行状況は表17のとおりである。

(表17) 農業改良資金予算執行状況

年度	歳出予算額	支出済額	執行率	調定額	済額	収入率	収入未済額
4	973,858	847,715	87.0	667,782	665,691	99.7	2,091
5	980,721	825,545	84.2	718,645	713,842	99.3	4,803
6	1,041,926	784,426	75.3	707,425	698,865	98.8	8,560
7	1,036,500	746,475	72.0	674,164	662,439	98.3	11,725
8	626,490	621,547	99.2	705,804	689,423	97.7	16,381
計	4,659,495	3,825,708	82.1	3,473,820	3,430,260	98.7	43,560
9	1,171,000	321,752	27.5	653,722	633,041	96.8	20,681
10	324,445	263,531	81.2	629,487	604,893	96.1	24,594
11	359,287	248,395	69.1	571,504	543,209	95.0	28,295

(単位：千円、%)

12	489,345	283,379	57.9	538,183	492,307	91.5	45,876
13	306,645	121,571	39.6	463,465	399,273	86.1	64,192
計	2,650,722	1,238,628	46.7	2,856,361	2,672,723	93.6	183,638

(注) 節「貸付金」及び節「償還金」より作成

農業改良資金についての概況は以上のとおりであるが、次のとおり適正でない事項が認められるので是正改善すべきである。

【指摘または意見】

(16) 資金の有効活用に努めるべきもの

農業改良資金の予算執行状況について、最近の10年間を前半(平成4年度～同8年度)と後半(平成9年度～同13年度)で比較すると、執行率において前半82.1%、後半46.7%と後半が35.4ポイント下回っており、後半の最近5年間の執行状況が非常に悪い。果は、平成9年度の執行状況(27.5%)に鑑み農業改良資金の予算額の見直しを行い、予算額を平成10年度より大幅に減額(60～70%減)しているが、減額後における4年間の執行率でも61.9%(=916,876千円/1,479,722千円×100)と前半82.1%と比較すると20.2ポイントも下回っており、年々、執行率及び金額的にも減少傾向にある。この傾向は、農業改良資金別貸付実績(表18)のとおり、当該資金の59%を占める生産方式改善資金において顕著である。

(表18) 農業改良資金別(5資金)貸付実績

年度	生産方式改善資金	特定地域新部門導入資金	経営規模拡大資金	農家生活改善資金	青年農業者等育成確保資金	合計
9	237,094 (98)	38,322 (3)	0 (0)	0 (0)	46,336 (5)	321,752 (106)
10	128,775 (67)	54,498 (8)	0 (0)	0 (0)	80,258 (7)	263,531 (82)
11	136,002 (58)	10,670 (1)	0 (0)	0 (0)	101,723 (11)	248,395 (70)
12	121,623 (56)	25,316 (4)	0 (0)	0 (0)	101,142 (10)	248,081 (70)
13	74,637 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28,272 (5)	102,909 (37)
合計	698,131 (311)	128,806 (16)	0 (0)	0 (0)	357,731 (38)	1,184,668 (365)

(単位：千円、(件))

(注) 就農支援資金を除く。経営規模拡大資金、農家生活改善資金は実績無し。

当該農業改良資金貸付金は、平成14年7月より抜本的な改正が行われることとなつているが、ここ5年間の資金貸付金の執行状況をみると貸付金予算額と貸付実績が乖離していることから、今後は農業者の資金需要を早急にかつ的確に把握し、貸